

徴収分科会におけるヒアリング資料（国民年金保険料収納事業（対象範囲等の拡大措置））

1. 制度・業務の現状

（1）業務の目的・概要

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない非常に重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景に、国民年金保険料の未納者は多数（過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成19年度末時点で約308万人）存在し、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は喫緊の課題である。

このような状況の下、社会保険庁においては、未納者の解消に向けて、各社会保険事務局・事務所ごとに策定した行動計画に基づき、電話、戸別訪問、集合徴収等による納付督促を行うとともに、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んでいるところである。

また、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議）」に基づき、平成17年度より社会保険庁が実施している国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等について市場化テストモデル事業として包括的に委託し、現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）」により全国185か所の社会保険事務所において本格実施されている。

(2) 全体の組織体系及び業務委託の状況

① 組織図

参考資料（別紙1）参照

② 事務所数

全国 312 社会保険事務所（平成 20 年 10 月末時点）

③ 事業の概要

参考資料（別紙2）参照

④ 業務の委託状況（参考資料（別紙3）参照）

- ・ 国民年金保険料の収納事務が市町村から国へ移管された平成 14 年度より国民年金保険料の未納者に対する電話による納付督促業務を民間事業者に委託。
- ・ 平成 20 年 10 月現在、全国 312 社会保険事務所のうち、185 か所の社会保険事務所において市場化テスト事業を実施中。（参考資料（別紙3-1）参照）

2. 平成 21 年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置

(1) 平成 21 年度以降の拡大措置予定（箇所数、対象業務等）

① 箇所数

平成 21 年度に実施対象箇所数を 127 か所拡大し、現行の 185 か所と合わせ、全ての社会保険事務所において実施する予定であるが、具体的には予算編成過程において確定させることとしたい。（参考資料（別紙4）参照）

② 対象業務

「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）」（参考資料（別紙 5）参照）において、納付督促業務の外部委託を行うとともに、免除勧奨業務についても外部委託を行うものとされ、現行の市場化委託業務に加え、新たに免除勧奨業務を追加することとしたい。（ただし、ターンアラウンド方式による申請勧奨は除く。）

（注）ターンアラウンド方式：市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、基礎年金番号等の事項を印字した申請書を送付し、必要最小限の記載事項を記入するだけで申請を可能とするもの。

③ 業務の概要

参考資料（別紙 6）参照

（2）実施予定時期及び契約期間

① 実施予定時期

以下の理由から、従来どおり 10 月実施 としたい。

（理由）

- 国民年金保険料収納事業の市場化テストの実施に当たっては、参入する民間事業者が成果を上げていただくため、収納業務のサイクルを踏まえた業務展開が必要と考えている。
- 具体的には、①効率的・効果的に収納業務を行う上で、前年度の納付実績を反映していくことが不可欠であるが、実績が把握できるのは 6 月上旬であること、②毎年度、市町村から提供される未納者の所得情報をもとに、強制徴収や免除勧奨対象者を除いた未納者を確定する必要があるが、所得情報は前年所得の確定の関係から早くとも 7 月以降でなければ提供を受けられないことから、このような事業サイクルに適合した仕組みが前提となる。
- このような状況を把握・準備した上で実施するためには、10 月からの実施が適切であり、法に基づく当該事業は、平成 19 年実施分及び平成 20 年実施分ともに、10 月から実施することとしたものである。

② 契約期間

以下の理由から、3年間としたい。

(理由)

- 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針においては、実施期間に関して、原則として複数年の期間を設定することとされている。
- 平成 19 年実施分と平成 20 年実施分を合わせた 185 か所の契約については、平成 22 年 10 月以降実施される場合、複数年契約の原則に基づき、2 年以上の契約期間が必要となる。
- このため、平成 21 年 10 月実施予定の 127 か所分の契約期間を 3 年間とし、平成 22 年 10 月以降実施する 185 か所の契約を 2 年とすることによって、それぞれの終期を合わせることができ、平成 24 年 10 月以降の契約では 312 か所すべての契約を行えるよう、整理するものとする。

(参考) 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針（平成 18 年 12 月 19 日官民競争入札等監理委員会）…抜粋

2. 実施期間に関する事項

創意と工夫をいかして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとなった者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定すること。他方、競争環境を維持する観点や、対象公共サービスの不断の見直しを行う観点から、実施期間が過度に長期となることも適切ではないため、法第 30 条において特例が設けられた国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。

※ 実施予定時期及び契約期間については、上記を基本としているが、平成 22 年 1 月の「日本年金機構」設立に伴う、予算措置により変更が生じることが考えられることから、予算編成過程において確定させることとしたい。